

議 第 1 4 号

鯨波産業団地整備基金条例の制定について

本市鯨波産業団地整備基金条例を下記のとおり制定するものとする。

令和 7 年（2025 年）2 月 1 7 日提出

柏 崎 市 長    櫻   井   雅   浩

記

新潟県柏崎市鯨波産業団地整備基金条例

（設置及び目的）

第 1 条    本市は、企業立地の新たな受け皿として、柏崎市鯨波地内に「鯨波産業団地」を造成するため、柏崎市鯨波産業団地整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第 2 条    基金として積み立てる金額は、予算で定める額とする。

（管理）

第 3 条    基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2    基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第 4 条    基金の運用から生ずる収益は、産業団地事業特別会計歳入歳出予算に計上して基金に繰り入れるものとする。

（繰替運用）

第 5 条    市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第 6 条 基金は、第 1 条に定める目的に該当する場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。